

景観法(小諸市景観条例・小諸市景観計画)に基づく届出マニュアル

1. 提出部数

1部(申請者控が必要な場合は2部)

2. 提出先

小諸市役所 建設水道部 都市計画課
都市計画係 (庁舎 2階)

〒384-8501 長野県小諸市相生町 3-3-3

電話:0267-22-1700 内線 2243

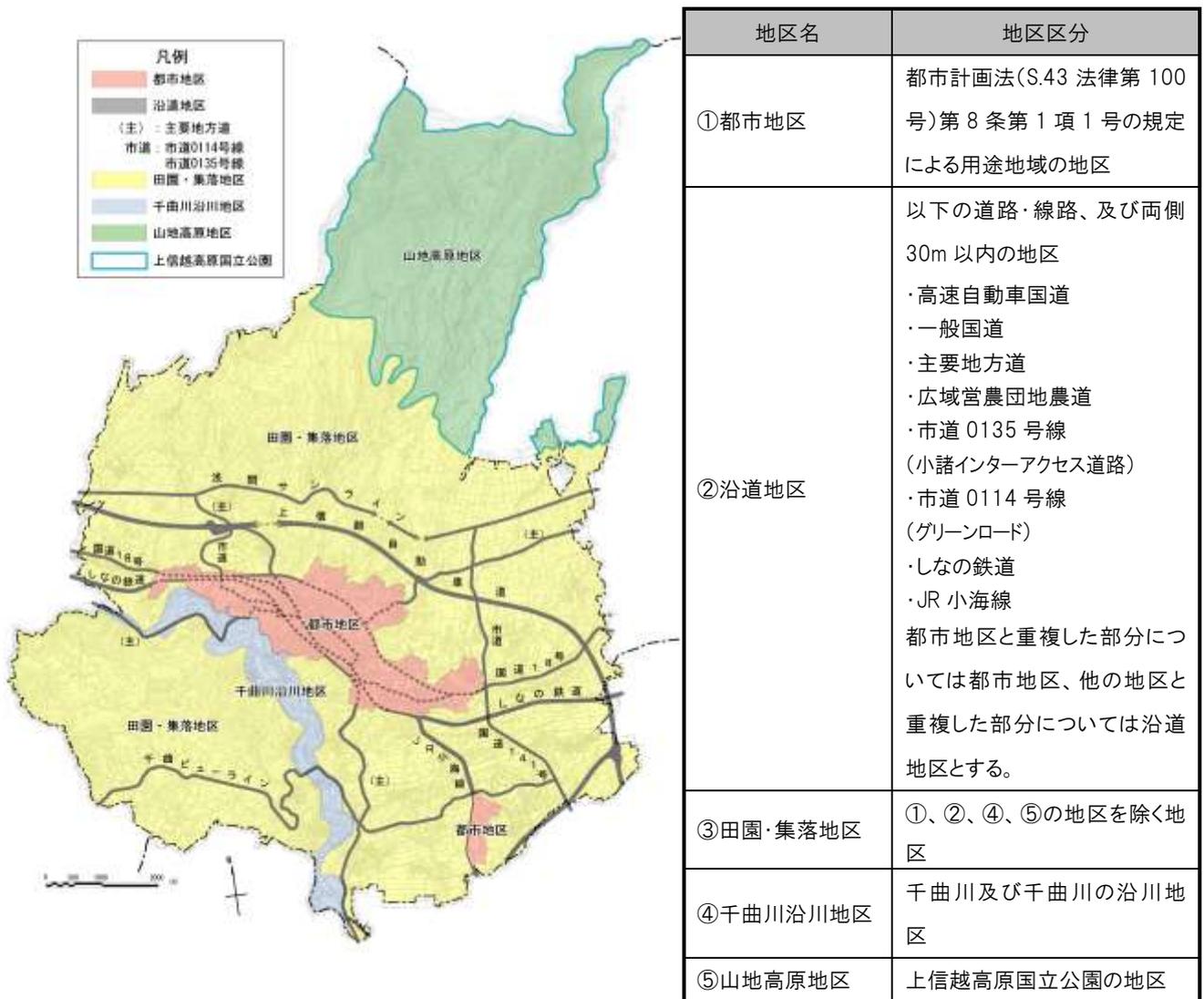
FAX : 0267-24-3570

E-mail keikaku@city.komoro.nagano.jp

3. 届出範囲

小諸市内全域

4. 地区分け



5. 景観形成重点地区



計画発効時は「浅間山麓景観形成重点地区」(国道18号の北側全てと南側30m)を指定します。

6. 届出対象行為・規模

行為の種類		規 模	
		一般地区	景観形成重点地区
建築物	新築、増築、改築又は移転	延床面積500㎡を超えるもの 高さ13mを超えるもの	延床面積20㎡を超えるもの 高さ13mを超えるもの
	外観を変更する修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	変更に係わる面積が400㎡を超えるもの	変更に係わる面積が25㎡を超えるもの
工作物	新築、増築、改築又は移転、外観を変更する修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	プラント類、自動車車庫、貯蔵施設類、処理施設類	築造面積1,000㎡を超えるもの 高さ13mを超えるもの
		電気供給・通信施設等	高さ18mを超えるもの
	その他	高さ13mを超えるもの	高さ5mを超えるもの
	土石の採取又は鉱物の掘採 開発行為・土地の形質の変更	面積3,000㎡を超えるもの 生じる法面・擁壁の高さ3m かつ長さ30mを超えるもの	面積300㎡を超えるもの 生じる法面・擁壁の高さ1.5mを超えるもの
屋外における物件の堆積	面積1,000㎡を超えるもの	面積100㎡を超えるもの	
	堆積の高さ3mを超えるもの	堆積の高さ3mを超えるもの	
建築物又は工作物の外観における公衆の関心を引くための形態又は色彩その他の意匠(特定外観意匠)		面積25㎡を超えるもの	面積3㎡を超えるもの

増築・改築については増築後、改築後に当該規模を超えるものを含みます。

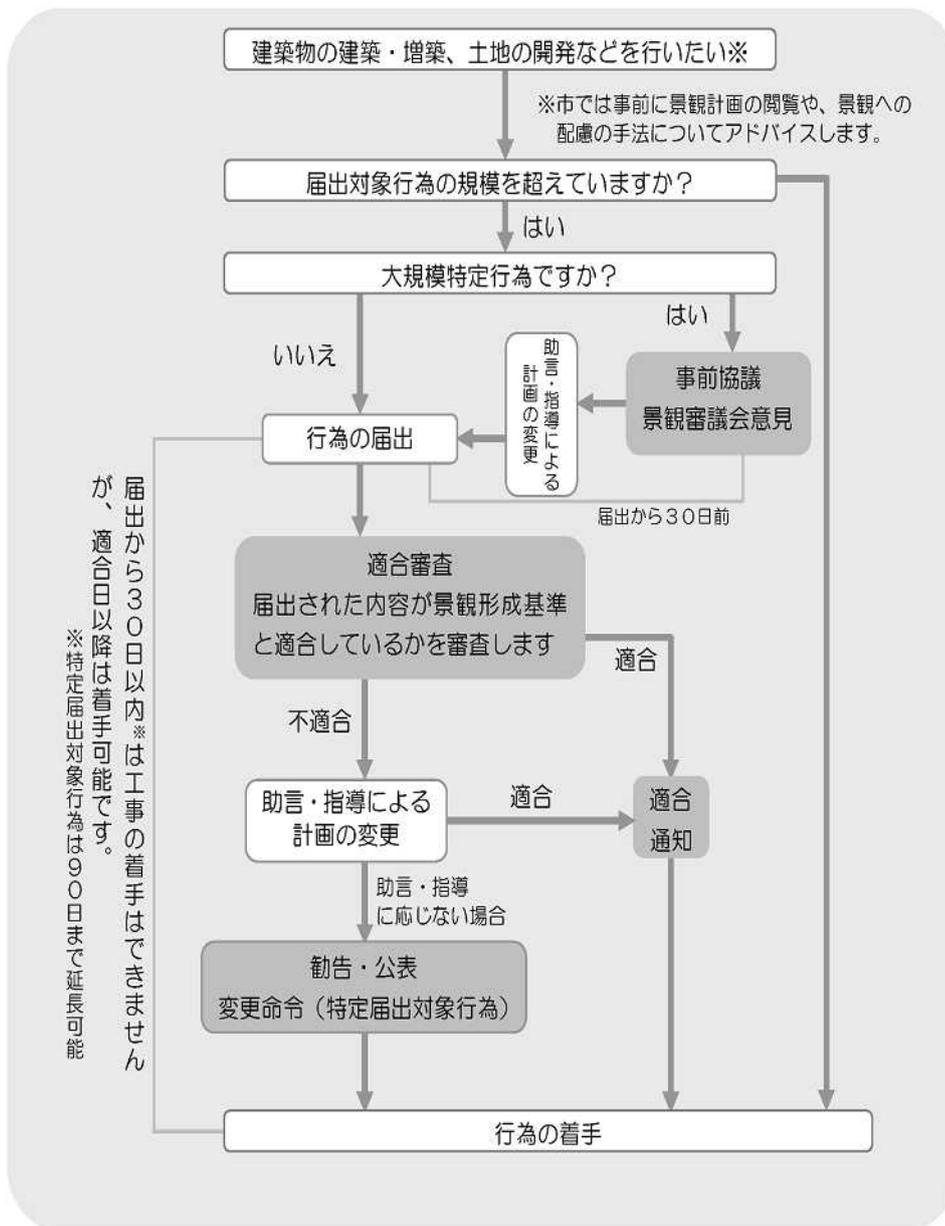
7. 大規模特定行為

行為の種類	規 模
建築物	延床面積3,000㎡を超えるもの 又は高さ18mを超えるもの
工作物	築造面積3,000㎡を超えるもの 又は高さ30mを超えるもの
開発行為等 (土石の採取又は鉱物の掘採 開発行為・土地の形質の変更)	面積5,000㎡を超えるもの

届出の30日前までに事前協議書を提出してください。

必要に応じて、市景観審議会の意見を聞きます。

8. 届出フロー



届出様式は市公式 HP でダウンロードできます。

市より「景観計画区域内行為適合通知書」を受けた際に、30日の行為着手制限が解除され、着手が可能となります。

国の機関、地方公共団体による行為の場合は、「届出書」ではなく「通知書」を提出してください。

9. 届出対象の摘要除外

下記の行為については、景観法に基づく届出を行う必要はありません。

通常の管理行為、軽易な行為

地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等

仮設の工作物の建設等

屋外広告物条例に基づき許可を受けて行う行為

砂防法の規定に基づき許可を受けて行う行為

文化財保護法第43条の2第1項、第64条第1項又は第127条第1項の規定により届け出て行う行為

自然公園法第10条第3項又は第16条第3項の規定による認可を受けて行う行為、同法第20条第3項又は第21条第3項の規定による許可を受けて行う行為及び同法第33条第1項の規定により届け出て行う行為

河川法の規定に基づき、河川管理者の許可又は承認を受けて行う行為

文化財保護条例第13条第1項の規定による許可を受けて行う行為及び同条例第14条第1項(同条例第29条及び第34条において準用する場合を含む。)又は第27条第1項の規定により届け出て行う行為

小諸市文化財保護条例第7条第1項の規定による許可を受けて行う行為

10. 添付書類

行為の種類	図書	
	種類	図書に明示する事項等
建築物の建築等又は工作物の建設等	位置図 (縮尺2,500分の1以上)	方位、施工箇所、道路、目標となる土地建物
	配置図 (縮尺100分の1以上)	方位、敷地境界線、敷地内の建築物等の位置及び規模、敷地に接する道路の位置及び幅員、植栽計画
	立面図 (縮尺100分の1以上)	2面以上(正面、側面等)、主要部分の仕上材及び色彩、開口部、附属設備、軒等の位置及び形状
	現況写真	行為地及び周辺の状況が分かるカラー写真(撮影方向を配置図に示すこと。)
	完成予想図	現況写真に行為後の状況を合成したもの
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為及び政令第4条第1項に規定する土地の形質の変更(土石等の採取又は鉱物の掘採を除く)	位置図 (縮尺2,500分の1以上)	方位、施工箇所、道路、目標となる土地建物
	平面図 (縮尺200分の1以上)	断面の位置
	付近現況図 (縮尺1,000分の1以上)	方位、行為地の境界線、等高線
	縦・横断面図 (縮尺600分の1以上)	行為の前後における土地の縦断面図及び横断面図
	計画図 (縮尺1,000分の1以上)	方位、行為地の境界線、植栽計画
	現況写真	行為地及び周辺の状況が分かるカラー写真(撮影方向を平面図に示すこと。)
	完成予想図	現況写真に行為後の状況を合成したもの
政令第4条第1号に規定する行為のうち、土石等の採取又は鉱物の掘採	位置図 (縮尺2,500分の1以上)	方位、施工箇所、道路、目標となる土地建物
	平面図 (縮尺200分の1以上)	断面の位置
	付近現況図 (縮尺1,000分の1以上)	方位、行為地の境界線、等高線
	縦・横断面図 (縮尺600分の1以上)	行為の前後における土地の縦断面図及び横断面図。
	採取後の利用計画図 (縮尺1,000分の1以上)	方位、行為地の境界線、植栽計画
	現況写真	行為地及び周辺の状況が分かるカラー写真(撮影方向を平

		面図に示すこと。)
	完成予想図	現況写真に行為後の状況を合成したもの
政令第4条第4号に規定する屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	位置図 (縮尺2,500分の1以上)	方位、施工個所、道路、目標となる土地建物
	配置図 (縮尺200分の1以上)	方位、境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員、集積又は貯蔵する位置、面積及び高さ、遮へい物の位置、種類、構造及び規模
	現況写真	行為地及び周辺の状況が分かるカラー写真(撮影方向を配置図に示すこと。)
	完成予想図	現況写真に行為後の状況を合成したもの

(備考)

行為の規模が大きいため適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができる。

色彩は、マンセル値(日本工業規格 Z8721 に定める色相、明度及び彩度の3属性の値)により表示する。

植栽計画とは木竹の位置、種類、高さ及び本数をいう。

現況写真及び完成予想図には小諸市景観計画に規定する主要な視点場及び行為地付近から浅間山を背景とし撮影したものを含むこと。ただし、浅間山への眺望に影響がないと認められる場合は、省略することができる。

11.写真の撮影について

(1)現況写真

周辺景観と調和する行為を目指すために、届出の際に現況(行為前)写真を添付していただきます。

撮影する場所は、周辺の道路や公園等の公衆の場所として利用されているところを設定して下さい。

撮影は遠景、近景と異なる視点からの見え方を検討し、周辺の景観や行為が与える影響を考慮するため下図を参考に複数撮影して下さい。

近景(,) : 行為地が確認できる写真(異なる方向から2枚以上)

遠景(~) : 行為地とその周辺が確認できる写真(異なる方向から2枚以上)

浅間山を背景とした遠景() : 行為地の背景に浅間山が見える写真(1枚以上)



撮影地点からの撮影方向を番号ごとに、地図上(住宅地図等)に矢印を記入してください。

(2) 主要な視点場からの写真

主要な視点場である飯綱山公園及び御影新田からの浅間山の眺望は、特に将来にわたり引き継いで行く必要があるため、飯綱山公園及び御影新田から浅間山を眺望した際の眺望範囲内で行為を行う場合は、届出の際に完成予想イメージ写真を添付していただきます。

写真の準備

写真は市のウェブサイトからダウンロードしたものを使用して下さい。行為者が自ら飯綱山公園及び御影新田から浅間山に向けて撮影しても構いません。

自ら撮影する際は以下の点に留意して下さい。

撮影は次のポイントで行って下さい。



撮影ポイント:小諸高原美術館上の四阿(あずまや)



撮影ポイント:県道 137 号 市境界付近

以下の写真と同程度のアングル(撮影方向)、画角(撮影範囲)でズームしない状態で撮影して下さい。撮影時期は問いません。



ダウンロードまたは撮影した写真はカラー写真又はカラープリントにより L 版(8.9×12.7cm、3.5×5inch)に印刷して下さい。

完成予想イメージの記載

印刷した写真の概ねの行為地に完成予想イメージを記載して下さい。フォトモンタージュまたはコンピュータグラフィックにより作成して頂くことが望ましいのですが、困難な場合は以下に示す記入例を参考にして手書きでも構いません。

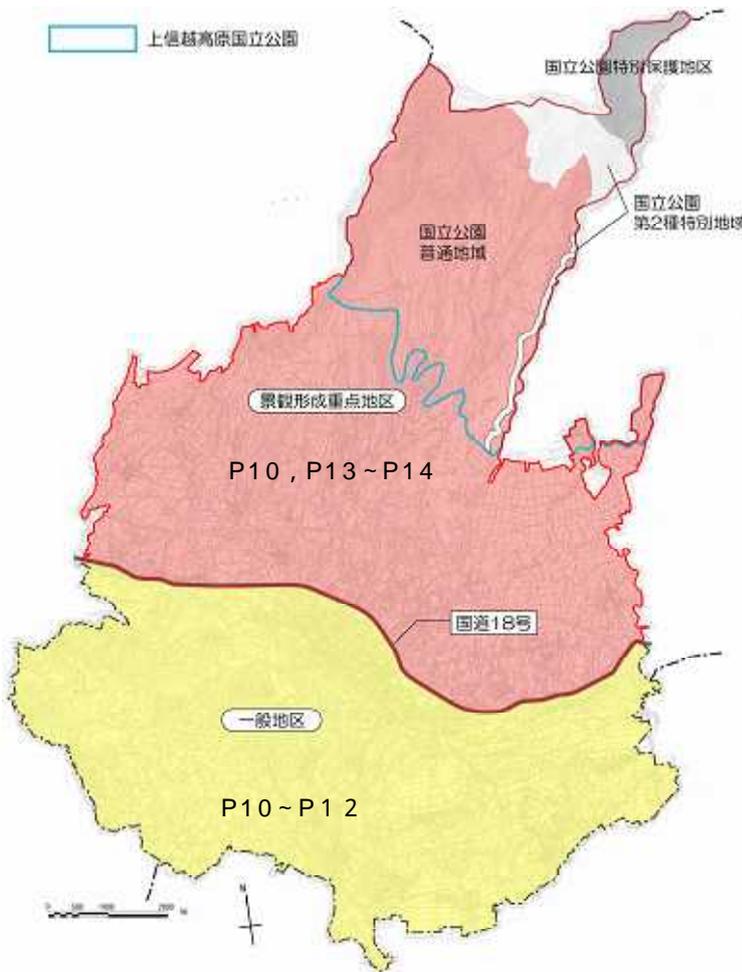
< 完成イメージ記入例 > (下記の図はイメージです。実際の状況とは関係ありません。)



12. 景観形成基準

届出対象行為について、景観形成方針を踏まえた上で景観計画区域の地区区分毎に景観形成基準を設け、景観形成のための規制等を行います。規制の内容は景観法の8条第3項第1号及び第2号の規定により定めました。景観形成基準は次項より示す通りとします。

なお、下記の図で示した浅間山麓景観形成重点地区については、地区の景観資源を活かすため、一般地区とは別の基準を設けます。



自然公園法で定める特別保護地区、特別地域内における各種行為について、環境省へ許可申請を提出した場合には小諸市景観条例に基づく届出を提出する必要はありません。
自然公園法の普通地域内については、環境省に届出を行った場合でも、小諸市景観条例に基づく届出は必要です。

(1) 全地区及び全行為共通の景観形成基準

事項	地区	全地区
浅間山の眺望景観の保全		まち並みや田園と背景となる浅間山景観を一体的に眺望できる視点場からの眺望範囲内では、行為による眺望景観の変化を認識し、可能なかぎり眺望景観を阻害しないように努める。

上記の事項を確認するため、P6~8のとおり写真を提出して下さい。

(2)一般地区の景観形成基準

事項		地区	都市地区	沿道地区	田園・集落地区 千曲川沿川地区	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	配置	道路後退	周辺と壁面線を合わせつつ、極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するよう努める。	特に支障のある場合を除いて、5m以上道路から後退するように努める。	道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努める。	
		隣地後退	隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努める。	隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保する。		
		眺望確保	地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とする。			
		敷地内配置	敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とする。			
	規模	高さ	周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。			
			高さは周辺のまち並みとしての連続性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないように努める。	高層の場合には、空地を十分にとり圧迫感等を生じないように努める。	個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周辺の田園景観との調和に努める。	
			電波塔の高さは20mまでとする。			
	形態・意匠	調和	周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とする。			
			周辺の建築物等の形態との調和に努める。	背景のスカイライン及び周辺の建築物等の形態との調和に努める。	背景のスカイライン及び田園の広がり調和する形態とする。	
			壁面等は、大規模な平滑面が生じないように、陰影等壁面の処理に配慮する。			
			周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図る。			
			河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮する。			
			屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーを設置するなどの工夫をする。			
	形態・意匠	意匠	建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成やランドマークの形成にも努める。	建築物等の上部及び正面のデザインを工夫して質の高いものとなるよう努める。	屋根は原則として勾配屋根で適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景のスカイライン、周辺の建築物との調和に努める。	
伝統継承			周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするよう努める。			
材料・素材	素材	周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いる。				
		地域の優れた景観を特徴づける素材を活用する。				
		反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮する。	反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避ける。			
色彩等	色調	外壁及び屋根の基調色はげばげばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とする。	外壁及び屋根の基調色はげばげばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とする。	外壁及び屋根の基調色はげばげばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とする。		
		げばげばしい色彩を避けるため以下の色彩を基調とする。 マンセル値による橙（YR）の色相においては彩度6以下、黄（Y）及び赤（R）の色相においては彩度4以下、その他の色相においては彩度3以下。 ただし、次に該当するものは、この限りではない。 ・外壁の面積の5分の1以内にアクセント色（低層部、窓枠、換気フードなどの小面積で街並みに彩りを与える色）として着色される部分（景観上支障がない場合に限り） ・表面に着色していない自然石、木材、土壁、レンガ及びガラス等の素材本来が持つ色彩 ・地域の伝統的建造物及びその特徴的な形態・意匠を継承するもの ・柿渋、ベンガラなどの伝統的塗装色 ・その他法令等で着色が義務づけられているもの				

一般地区（つづき）

事項		地区	都市地区	沿道地区	田園・集落地区 千曲川沿川地区	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	色彩等	色数	多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する。	使用する色数を少なくするよう努める。		
		照明・光源	照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意する。			
	敷地の緑化	敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮する。				
		駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努める。				
		河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮する。				
		周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努める。				
		緑化に使用する樹種は地域の風土にあつたものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮する。			緑化に使用する樹種は周辺の樹林等、周辺の景観と調和するものとする。	
	特定外観意匠	配置	道路等からできるだけ後退させるよう努める。			
			河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないよう努める。			
		規模、形態・意匠	基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とする。			
材料		周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。				
		反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮する。				
色彩等		地色の彩度は8以下とし、周辺の建築物等と調和した色調とする。	地色の彩度は6以下とし、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とする。	地色の彩度は6以下とし、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とする。		
	多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する。	使用する色数を少なくするよう努める。				
照明	光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意する。			光源で動きのあるものは、原則として避ける。		
土地の形質の変更	変更後の土地の形状、修景、緑化等	大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努める。 擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図る。 敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努める。				
土石の採取及び鉱物の採掘	採取等の方法、採取等後の緑化等	周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努める。 採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景する。				
屋外における物件の集積又は貯蔵	集積、貯蔵の方法及び遮蔽方法	物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げる。 道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努める。				

(3) 景観形成重点地区の景観形成基準

事項		地区					
		都市地区	沿道地区	田園・集落地区	山地高原地区		
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	配置	道路後退	周辺と壁面線を合わせつつ、極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するよう努める。	道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するように努める。大規模行為にあっては、特に支障がある場合を除いて、5m以上道路から後退するよう努める。	道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するように努める。	高原美を損なうことのないように道路からできるだけ後退し、良好な空間の確保に努める。大規模行為にあっては、道路側に既存林を残せるように10m以上後退するよう努める。	
		隣地後退	隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すよう努める。	隣地の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保する。			
		眺望確保	浅間山や佐久平への眺望を極力阻害しないような配置とする。			浅間山や佐久平への眺望を極力阻害しないような配置とする。地形の高低差がある場合は、それを生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とし、りょう線や斜面上部への配置はできるだけ避ける。	
		敷地内配置 電柱・塀等	敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これらを生かせる配置とする。				
			電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないよう設置する。				
	規模	高さ	浅間山や佐久平への眺望をできるだけ阻害しないようにするとともに、周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地の釣り合い、高さとする。				
			高さは周囲のまち並みとしての連続性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないように努める。	個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、空地を十分にとり圧迫感を生じないようにし、周辺の景観等との調和に努める。	個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周辺の自然景観等との調和に努める。	高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめ、樹高以上になる場合には、背景となる浅間山や周辺景観と調和するように努める。	
			電波塔の高さは20mまでとする。				
	形態・意匠	調和	周囲の建築物等の形態との調和に努める。		浅間山、背景のスカイライン、周囲の建築物等の形態との調和に努める。		
			壁面等は、大規模な平滑面が生じないように、陰影等の処理に配慮する。				
			周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図る。				
			河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮する。				
屋上の設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーを設置するなどの工夫をする。							
形態・意匠	意匠	建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の育成やランドマークの育成にも努める。		屋根の形状は原則としてこう配屋根で適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景のスカイラインや周辺の建築物等との調和に努める。			
		屋外階段、ベランダ、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図る。					
材料・素材	色彩等	周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いる。					
		地域の優れた景観を特徴付ける素材を活用する。					
		反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮する。	反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をする。また、壁面の大部分に使用することは避ける。				
		外壁及び屋根の基調色はけげばけしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とする。	外壁及び屋根の基調色はけげばけしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とする。	外壁及び屋根の基調色はけげばけしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とする。特に緑色、青色、紫色、桃色、赤色及び黄色系は自然との調和が図りにくいので、彩度が低くても使用に当たっては十分留意する。			
		けげばけしい色彩を避けるため以下の色彩を基調とする。マンセル値による橙(YR)の色相においては彩度6以下、黄(Y)及び赤(R)の色相においては彩度4以下、その他の色相においては彩度3以下。ただし、次に該当するものは、この限りではない。 <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の面積の5分の1以内にアクセント色(低層部、窓枠、換気フードなどの小面積で街並みに彩りを与える色)として着色される部分(景観上支障がない場合に限り) ・表面に着色していない自然石、木材、土壁、レンガ及びガラス等の素材本来が持つ色彩 ・地域の伝統的建造物及びその特徴的な形態・意匠を継承するもの ・柿渋、ベンガラなどの伝統的塗装色 ・その他法令等で着色が義務づけられているもの 					

景観形成重点地区（つづき）

事項		地区	都市地区	沿道地区	田園・集落地区	山地高原地区	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	色彩等	色数	多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する。	使用する色数を少なくするよう努める。			
		照明・光源	照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意する。 光源で動きのあるものは、周辺景観との調和に留意する。	光源で動きのあるものは、原則として避ける。			
	敷地の緑化		敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮する。	塀、遮へい物はできるだけ設けず、やむを得ず設ける場合は、樹木等を活用し、周辺景観と調和するよう配慮する。			
			建築物等の周囲は緑化することにより、圧迫感、威圧感の軽減に努める。 駐車場、自転車置場等を設ける場合は、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努める。				
			緑化に使用する樹種は、地域の風土に合ったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮する。	緑化に使用する樹種は、周辺の樹林等周辺景観と調和させるとともに、四季を彩る落葉樹などを活用するよう努める。			
			河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮する。 敷地内の樹木は、できるだけ残さすよう努める。				
		配置	道路等からできるだけ後退させるよう努める。 河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努める。				
		規模、形態・意匠	基調となる周辺の景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とする。 周辺の建築物の屋根の高さを超えないよう努める。				
	特定外観意匠	材料	周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮する。	反射光のある素材は、極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をする。また、壁面の大部分に使用することは避ける。			
		色彩等	地色の彩度は8以下とし、周辺の建築物等と調和した色調とする。	地色の彩度は6以下とし、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とする。	地色の彩度は6以下とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とする。	地色の彩度は6以下とし、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とする。特に、緑色、青色、紫色、桃色、赤色及び黄色系は自然との調和が図りにくいので、彩度が低くても使用に当たっては十分留意する。	
		照明	多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する。 光源で動きのあるものは、周辺景観との調和に留意する。	使用する色数は少なくするよう努める。 光源で動きのあるものは、原則として避ける。			
	土地の形質の変更	変更後の土地の形状、修景、緑化等	大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努める。 擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図る。 敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保存し、活用するよう努める。	団地開発では、電柱類はできるだけ道路側に設置しないようにするとともに、浅間山や佐久平への眺望を阻害しないよう努める。			
土石の採取及び鉱物の採掘	採取等の方法、採取等後の緑化等	周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努める。 採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景する。					
屋外における物件の集積又は貯蔵	集積、貯蔵の方法及び遮蔽方法	物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げる。 道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽などを行い周辺の景観に調和するよう努める。					